# 羽後町世帯住宅リフォーム促進事業の概要

### 助成対象者

**子育て世帯(※1)**又は**大雪被災世帯(※2)**であり、次の要件をすべて満たす者

- ① 羽後町に住所を有していて、かつ居住していること。 (町外からの転入世帯について、工事完了後~実績報告書提出までに羽後町 への転入手続きを完了する場合は対象とします。)
- ② 本人及び同一世帯に属する者が、町税及び町諸収入金を滞納していないこと。
- ③ 対象工事について、町で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- ④ 同一年度内に本事業の助成を受けていないこと。
- (※1)「子育て世帯」:同居者に18歳未満の者(申請年度の4月1日現在) がいる世帯または出産前で母子手帳の交付を受けた者がいる世帯。
- (※2)「大雪被災世帯」: 令和2年12月1日から令和3年3月31日の期間 に雪害により住宅が被害を受けた世帯。

### 対象住宅

対象者の主たる居住用住宅

(併用住宅については、住居部分が1/2ある併用住宅とする。)

### **霍工**象位

#### 【子育て世帯】

町内に事業所又は住所を有する法人又は個人が施工する**20万円**(消費税を含む)**以上の工事**で、令和4年3月31日までに実績報告をすることができる工事

- ① 耐震のための工事
- ② 老朽化、災害等による住宅の修繕及び補修のための工事
- ③ 壁紙の張替え、屋根又は外壁の塗り替え等、模様替えの工事
- ④ 住宅の増改築のための工事
- ⑤ 住宅に付属する設備等の設置工事で、町長が必要と認める工事

#### 【大雪被災世帯】

町内に事業所又は住所を有する法人又は個人が施工する**20万円**(消費税を含む)**以上の工事**で、令和4年3月31日までに実績報告をすることができる工事

- ① 雪害により被害を受けた住宅の復旧工事
- ② ①に掲げるもののほか、町長が必要と認める工事

## 対象外経費

助成対象経費は、工事に要する経費の総額から次に掲げる経費を除いた額とする。

- ① 倉庫、駐車場、フェンス等の住宅本体以外にかかる経費
- ② 農業集落排水への接続にかかる経費
- ③ 合併処理浄化槽の設置にかかる経費
- ④ その他助成対象工事として認められないものにかかる経費

## 助成金の額

#### 【子育て世帯】

対象工事に要する経費の20%に相当する金額(上限20万円)

(その額に千円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨て)

- ※過去に同様の事業により助成金の交付を受けた世帯は、すでに交付を受けた助成金との合計額で、20万円を上限とします。
- 例:過去に12万円の交付を受けた場合、20万円—12万円=8万円が上限となります。

#### 【大雪被災世帯】

対象工事に要する経費の**10%に相当する金額(上限5万円)** (その額に千円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨て)

※上記いずれの工事も工事完了時に増額があった場合、助成金の増額はできません

△△△原則補助金の交付申請は工事着工前にお願いします△△△ (大雪被災世帯で令和3年4月1日現在において、着工中又は着工後の方は下記までご相談ください)

羽後町役場建設課

電話 62 - 2111